

平成16年度 特許セミナー

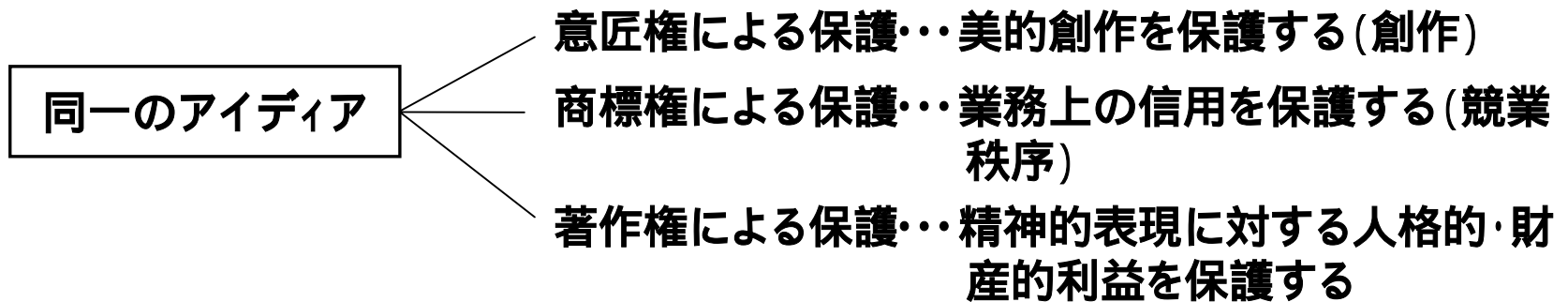
# 知的財産の基礎知識

( 意 匠 法 )

## 1. 意匠法の目的

- 意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発達に寄与する(1条)
- 美感の面からアイデアを把握し、これを保護する。(美的創作の保護)

## 2. 意匠権・商標権・著作権



### 3. 意匠とは

**物品(物品の部分を含む)の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの(2条)**

**「物品」…独立して取引の対象となるもの(動産)**

### 4. 特殊な意匠

4 - 1 部分意匠

4 - 2 動く意匠

4 - 3 組物の意匠

4 - 4 関連意匠

4 - 5 秘密意匠

## 5. 意匠登録の要件

- 5 - 1 工業上の利用ができること
- 5 - 2 新規性があること(× 公知意匠、× 刊行物に記載の意匠、× これらの類似意匠)
- 5 - 3 創作性があること(× 周知の形状等から当業者が容易に創作できるもの)
- 5 - 4 先願の意匠の一部と同一又は類似でないこと。
- 5 - 5 公序良俗を害しないこと。
- 5 - 6 他人の業務に係る物品と混同を生じないこと。
- 5 - 7 物品の機能を確保するために不可欠な形状のみではないこと。